

国名	チェコ
公的年金の体系 保険料財源 (1階+旧2階) 個人年金(任意)	
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般被用者(基礎年金◎)(1階)</li> <li>・一般被用者(付加的年金△)(3階)</li> </ul>
保険料率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎年金:事業主21.5%,被用者6.5%</li> </ul>
支給開始年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2018年は男子63歳4か月,女子62歳8か月(子供なし,子供の有無で4年の格差あり)。ただし2030年に65歳に達するまで引き上げられるが,その後は平均余命伸び率が勘案される。</li> </ul>
基本給付額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎年金:月額11,475コルナ(老齢年金受給者の平均,男子12,678コルナ,女子10,416コルナ,2016年末)</li> </ul>
給付の構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎年金:基礎部分(定額)+所得比例部分(1階)</li> <li>・付加的年金:拠出額+運用収益(3階)</li> </ul>
所得再分配	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賦課方式に取得再分配機能がある</li> </ul>
公的年金の財政方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎年金:賦課方式(原則として確定給付型)</li> </ul>
国庫負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則としてなし(ただし,赤字の場合は国家財政からの補填あり)。</li> </ul>
年金制度における最低保障	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金制度に32年以上加入した者(2016年),もしくは法定支給開始年齢より5歳上回る者は20年以上。</li> <li>・基礎部分2,440コルナ(2016年)。</li> </ul>
無年金者への措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし。部分的に公的扶助の適用。</li> </ul>
公的年金と私的年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的年金として基礎年金があり,私的年金(任意加入)として事前積立方式確定拠出型年金がある。</li> </ul>
国民への個人年金情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的基礎年金受給見込み額について社会保険庁及び各自治体より定期的に情報提供。</li> </ul>

## チェコの年金制度

池本修一（日本大学経済学部教授）

### 1. 制度の特色

2016年3月現在、チェコの老齢年金制度は2層構造となっている。第1の柱は、いわゆる1階部分の強制加入、賦課方式、確定給付型の公的基礎年金制度である。3階部分は、任意加入、積立方式、確定拠出型の民間年金基金制度である。2階部分は、他の中欧諸国で導入された（ハンガリーのように廃止された国もあるが）。2013年に長い議論の末に導入されたものの（実質的に2014年より運用を開始、任意加入、賦課方式、確定拠出型の民間基金に委託）、2015年7月に廃止が議会で可決され、2016年1月に廃止された。すなわち冒頭に述べたようにチェコでは2階抜きの1階部分と3階部分の2層構造となっている<sup>(註1)</sup>。

### 2. 沿革

チェコの年金制度は、オーストリア・ハンガリー帝国の支配下にあった1888-89年にビスマルク方式の制度が導入されたのがはじまりである。原稿の1階部分の基礎年金スキームが税方式ではなく保険方式であるのはその伝統といわれている。1948年に社会主義政権が樹立されてからは、社会主義諸国に共通に見られる賦課方式の年金制度が導入された。当時は職業によって賃金および年金額が異なっており、年金も3つのカテゴリーに分類され、現場労働者（炭鉱労働者やパイロットなど）が優遇された。一般労働者の場合は所得代替率（引退前5年間の平均賃金）が50%とされ、25年就労で年金受給資格を獲得、男性60歳、女性53-57歳（子供の数で異なる）とされた。

1989年に社会主義体制が崩壊した後、1995年年金法で、強制加入の第1の柱を、社会保険原理と賦課方式で運営することを定めた。また国家補填を前提とした付加的年金保険法（3階部分）が1994年に成立している。チェコの出生率は低下を続けており、年金制度の持続可能性には早い段階から検討がなされた。2000年以降、政府、省庁、政党、専門家らによる年金改革、特に2階部分（いわゆる第2層）の

導入等を検討した委員会が何度も設置され議論が行われてきた。

一方で、1996年から部分的な制度改編が行われた。主なものでは、1998年には早期退職の条件が厳しくなったほか、2001年には繰り上げ受給に対する支給削減率の引き上げ、2002年に新たな年金インデックスの採用、2003年、受給開始年齢を63歳に引き上げ、等である。さらに2010年1月からは、(1)2019年にかけて加入期間を35年に引き上げ、(2)2031年までに男性と子供なし、または1人の女性を65歳受給にする、(3)年金算定式の見直し等の改編が行われた。

2010年6月に発足したネチャス政権では、年金制度を含む社会保障制度の抜本的改革を目指した。2011年4月に社会保障政策全般を管轄する政府機関（労働庁）が設置され、労働雇用、家族支援、公的扶助、障害者支援などを充実させることとなった。2011年には社会保険原理の中での公平性原則が強化され、所得境界額が修正されて高所得者の削減率が緩和されたほか、2044年までに男女とも退職年齢を67歳に引き上げ、基礎年金については基礎部分を月額平均給与の9%に、また報酬比例部分の算定期間を30年に延長した。

2013年には、任意加入、賦課方式、確定拠出型の民間年金ファンドに委託する第2の柱（いわゆる2階部分）が導入された。チェコでは伝統的に世界銀行の年金モデルで提唱される2階部分の導入について、他の中欧諸国と異なり世界銀行の影響が大きくなかったことや、議会において多数を占める強力な政党が存在しなかったため抜本的年金改革が難しかったこと、伝統的に年金財政が比較的安定したことなどの要因から導入が遅れていた。しかし同スキームへの国民の支持が弱く全社会保険加入者の2%に相当する約8万5000名のみが参加したため、その後政権に就いた社会民主党の同スキーム廃止の公約によって2016年に制度廃止された。

### 3. 制度体系の概要

チェコの年金制度は老齢年金、障害者年金、寡婦・寡夫年金、孤児年金、その他で構成されている。年金受給者は2015年末で287.4万人、内老齢年金が237.7万人となっている。2016年3月現在のチェコの老齢年金制度は、基礎年金と所得比例年金（第1

階), 任意の民間年金ファンド (第3階) の2層式で構成されている。

第1階の公的年金に関して, 加入資格は原則として一般被用者であり, 財源は賦課方式 (PAYG) を前提として赤字の場合には国家財政からの補てんがある。スキームは原則として確定給付型 (DB) で, 運営管理は労働社会省および社会保険庁となっている。

支給開始年齢は, 1995年に基礎年金保険法が改正され, 旧制度に比較して段階的に遅らせることとなった。すなわち旧制度 (1995年末までに年金受給資格を受けた場合) では, 年金支給開始年齢は男子60歳, 女子53 (子供5人以上) ~57歳 (子供なし) であったが, 新制度では2016年1月現在で, 1953年生まれの男子63歳, 女子56歳8か月 (子供5人以上) ~62歳 (子供なし) となっている。1996年以降, 1年ごとに男性は2か月, 女性は子供の数に応じて2か月~6か月支給年齢を遅らせる。したがって1975年生まれでは男女とも子供の数に関わらず66歳8か月となり, 以降1年毎に男女とも2か月ずつ遅くなり, 1977年生まれでは67歳, 1983年生まれでは68歳となる。これは平均余命予測で毎年2か月ずつ寿命が延びていることを反映させたものである。労働社会省統計2017年によると, 平均老齢年金受給額は月額11,866コルナ (速報値2017年末), 総年金支出額は約3990億コルナ (2016年末) で対GDP比約8.4%, 所得代替率 (ここでは平均老齢年金支給額/平均賃金) はグロスで40.5%, ネットで53.1% (いずれも2016年) となっている。

#### 4. 給付算定方式, スライド方式

基本部分の保険料の算定基準は, 2015年1月より現在まで, 過去10年間の月平均総所得で, 基礎年金は平均月額所得の9% (2016年は2,440コルナ) と物価上昇率 (100%) と実質賃金上昇率 (3分の1) を加味した額が支給されるが, これに報酬比例部分が合算される。報酬比例部分に関しては保険料拠出1年につき報酬の1.5%の年金が給付される (算定基準は1985年以降の年平均報酬)。

チェコでは高齢者の貧困率が他のOECD諸国と比較して低い。所得階層ごとにみたネットの所得代替率は, 平均所得の50%以下の者が99.1%, 100%の

者で64.7%, 150%の者では51.6% (OECD, Pension at a Glance 2015年) である (表1参照)。その理由の1つは老齢年金の制度が, 基礎年金の報酬比例部分で旧来は低所得者に厚く高所得者には高い削減率になっていた (たとえば16,800コルナ以上の所得者では所得代替率は10%) からである。しかし2010年5月, 憲法裁判所が年金支給の公平性の観点から旧来方式を違憲としたため, 2011年の「小改革」によって公平性原則が強化され, 平均賃金の44%までは所得代替率100%, 同様に平均賃金の4倍までは26%に改訂された<sup>(注2)</sup>。

表1 所得階層ごとの所得代替率(ネット, 2014年)

	0.5	1	1.5
チェコ	99	64.7	51.6
OECD平均	74.1	63.2	58.5

出所: OECD (2015) *Pension at a Glance 2015*

#### 5. 負担, 財源

公的基礎年金の財源は, 賦課方式のため被用者からの徴収が基盤となっている。年金拠出率は2004年以降, 雇用者21.5%, 被用者6.5%合わせて28% (2004年までは26%) となっており, チェコの年金拠出率は欧米や日本と比較して高くなっている。保険料は年金特別会計に計上され, 国家財政からは独立している。1994年から1996年までは年金会計は黒字であったが1997年の経済危機を契機に2003年まで赤字を計上したため, 国家財政からの補てんが執行された。その後2004年から2008年までは黒字または若干の赤字 (2006年は8.7億コルナ赤字) に転換したが, 移転して2007年には99億コルナ黒字を計上していた。こうした比較的安定した財政状況は, 2000年以降に好転した経済発展と2004年に保険料率を2%引き上げたことによる。しかしながら2009年末には, 欧州をおそった経済危機の影響によって年金財政は赤字に転落し, 2011年末には395億コルナの赤字, 2012年末には492.7億コルナの赤字, 2013年末には494.9億コルナの赤字を計上した。この赤字規模は1996年来最大となっており, 新たな年金制度改革推進の契機となった。2014年末時点では434億コルナの赤字で若干の改善を示している。

## 6. 財政方式、積立金の管理運用

賦課方式で運用されているため積立金の運用制度はない。

## 7. 制度の企画、運営体制

労働社会省年金局および管轄下の社会保険庁、各地方自治体が年金業務を担当している。

## 8. 最近の議論や検討の動向、課題

チェコでは、体制転換プロセス初期に政権の中核にあったクラウス（歳相、後首相、大統領）は、原則的に自由主義的市場原理に基づく改革を推進した。年金改革に関しては、ドイツなど大陸欧州諸国にみられる職域別年金スキーム導入には消極的であり、職業に区別なく普遍的な基本的年金スキーム（1階部分）と任意参加で確定拠出型の付加的年金制度（3階部分）で十分と考えていた。しかしながら90年代後半からは、急速な少子高齢化やそれに伴う社会保険制度の持続可能性への懸念や、世界銀行などの提言、他の中欧諸国の年金改革の影響などから、第1層の基礎年金に依拠した老齢年金制度が維持されたのはチェコとスロベニアのみとなる状況であった。そこで時期にもよるが多様なスキームによって安定的で持続可能な年金制度を構築するために、政府、政党、専門家による年金改革を議論・提言する組織が2000年以降何度も設置された。委員会は公的に周知されているだけで5次にわたり、2005年設立の委員会は年金改革の基本的議論に終始し、下院のすべての政党代表と経済・人口の専門家によって構成された委員会の代表は、チェコ国立銀行出身のエコノミストであるヴラジミール・ベズデクだった（第1次ベズデク委員会）。2010年には第2次ベズデク委員会が主に経済専門家で設立され、2層部分の設置が提言された。基礎年金を補完し、基本的に強制加入、職域・職業別を対象とし、積立型、確定拠出方式の年金制度というもので、当時の中道右派ネチャス政権は任意加入案による2階部分の年金制度を採用し、2013年1月から導入した。先述のように1階部分の所得代替率が高所得者は低く、また第2層に給与の2%を追加的に拠出する必要があることから、高所得者層の加入が予想された。社民党は連帯性原

理である第1の柱によってチェコの高齢者の貧困率が低く、この第1の柱からの離脱を認め高所得者に有利とみられる制度は公正ではないとして批判した。総選挙では社民党を中心とした中道左派が中道右派政権を破って政権につき新年金制度廃止という選挙公約通り2016年に同制度は廃止されることとなった。第2次ベズデク委員会後も3度の委員会設立があり、2014年—2017年には政党、社会学・経済学・人口学専門家によるボチューチェック・カレル大学教授を委員長とした委員会が設立され、(1)2階部分の年金制度の廃止と3階部分年金制度の強化、(2)1階部分基礎年金スキームの制度改革、(3)将来に向けた包括的な年金制度構築の3部会で構成された議論が続いた。

現在の中道右派新政権のバビッシュ首相はポーランド、ハンガリー同様にEUに伝統的な民主主義的な社会構築よりも、移民・難民をできるだけ排除してチェコ国民の利益を守り、安定した社会を構築するとしてナショナリスト的ポピュリスト的なプロパガンダで政権を維持している。

2018年初の施政方針演説では、基礎年金の固定部分（平均月額所得の9%）を10%に、85歳以上の年金支給者に対し一律に月1000コルナ引き上げるとした。また新たに年金改革の特別委員会を設立し、年金制度の安定的運営のために国家年金事務所を設立するとした。旧制度との整合性や財源に関して今の時点で不透明であり、こうしたポピュリスト的政策に各方面から疑問の声が上がっている。

## 9. 民間年金基金（3階）

1994年の付加的年金保険法により、基礎年金（1階部分）のみで構成されていた老齢年金制度に民間年金ファンドを通じた「第3層」が加わり、2層式の年金制度が設立された。

付加的年金スキーム（3階部分）の概要は以下のとおりである。加入者資格は任意方式を採用し、就業人口の70%を超え約430万人が加入している。財源は各民間年金ファンドが独自の戦略で運営し、スキームは確定拠出型（DC）となっている。2015年末現在営業しているのは8ファンドで、1995年には44を数えたファンドも財務省と証券取引委員会の指導により、営業不振のファンドの清算あるいは他のファンドとの統合が進んでいる（現在は国立銀行の

監督下にある)。年金ファンドの資産総額は約3390億コルナでGDP比約7.5%の規模となっている。

第3の層には拠出額に応じて国家による財政支援が定められている。月300コルナから999コルナまで拠出している場合には固定支給額90コルナと300コルナを超えた分の拠出額の20%が、拠出額が1000コルナを超える場合に一律230コルナが充てられる。こうした点が国家主導の年金ファンドスキームといわれる背景でもある。問題点として、加入率は高いものの拠出率は25%程度と低い。これは運用成績が低迷していることも影響している。政府は税控除基準を雇用者、被雇用者サイドともに緩和させたり、2013年からは法定退職年齢前から一部引き出しを認めるなどで加入者の増加を目指している。

.....

(注1) 本稿は松澤祐介「チェコの年金制度」『年金と経済』2016年夏号を加筆修正したものである。

(注2) この点は松澤も指摘しているが、詳細はMartin Potucek, Veronika Rudolfova, “Czech Pension Reform: How to Reconcile Equivalence with Fiscal Discipline” *Central European Journal of Public Policy*, Vol.9, May 2015.

#### 主な参考文献

- ・チェコ政府労働社会省社会保障基本データ2016. [www.mpsv.cz/cs/13909](http://www.mpsv.cz/cs/13909)
- ・チェコ統計局社会保障データ <https://vdb.czso.cz/vdbvo2/faces/en/shortUrl?su=1bOe7d95>
- ・チェコ政府公式HP [www.vlada.cz](http://www.vlada.cz)
- ・チェコ年金特別委員会(ポチューチェク委員会) [www.duchodova-komise.cz](http://www.duchodova-komise.cz)